

平成 25 年第 20 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第20回教育委員会会議

1 日 時 平成25年10月24日（木） 13時30分～15時23分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	臼 井	博
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校ICT推進担当課長	阿 部	俊 徳
学校ICT推進担当係長	本 間	方 毅
生涯学習推進課長	田 中	祥 之
生涯学習係長	近 藤	光 雄
推進担当係長	那須野	祐 一
社会教育担当係長	山 谷	智 直
野外教育担当係長	大 谷	修 一
学校施設担当部長	渡 邊	寛 也
給食担当課長	小田原	史 佳
栄養指導担当課長	田 村	理都子
栄養指導担当係長	泉	照 美
学校教育部長	金 山	正 彦
教育研修担当部長	大 友	裕 之
研修担当課長	勝 田	真 塩
研修担当係長	田 中	義 直
教職員課長	油 屋	誠
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員係員	松 本	崇 弘
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	市 川	涉

4 傍聴者 1名

5 議 題

報告第1号 校務支援システムに係る調査研究業務等の契約概要について

議案第1号 公の施設の指定管理者の指定の件(生涯学習センター及び教育センター(開放施設))に係る意見について

議案第2号 公の施設の指定管理者の指定の件(青少年科学館及び天文台)に係る意見について

議案第3号 公の施設の指定管理者の指定の件(月寒公民館)に係る意見について

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定の件(資料館)に係る意見について

議案第5号 公の施設の指定管理者の指定の件(青少年山の家)に係る意見について

議案第6号 公の施設の指定管理者の指定の件(定山溪自然の村)に係る意見について

議案第7号 公の施設の指定管理者の指定の件(北方自然教育園)に係る意見について

議案第8号 教職員に対する懲戒処分について

議案第9号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山中委員長 それでは、これより平成25年度第20回教育委員会会議を開催いたします。

会議録の署名は臼井博委員と池田官司委員にお願いいたします。

また、池田光司委員から、所用により本日の会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日、議案第1号から第7号につきましては、議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でありまして、議案第8号及び第9号につきましては、職員の人事に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第4号及び第2号の規定により、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第1号から第9号につきましては、公開しないことといたします。

【議事前報告】

○山中委員長 それから、正式に議題として通知していませんが、議事に先立つ形で報告をお願いしたほうがいいと思うことがございます。

学校給食に関する異物混入がおとといの10月22日に発生したということでありまして、正式な議題としてはおりませんが、児童生徒の安全に関することですので、教育長からご報告をお願いいたします。

○町田教育長 この度は、誠に申し訳ございませんでした。

この件につきまして、まず学校施設担当部長から概要をご報告させていただきます。

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の渡邊でございます。

去る22日に発生した給食へのガラス片の混入事故につきましてご報告いたします。

昨日、第1報でも報告しましたが、事故が発生いたしましたのは、真駒内桜山小学校でございます。

同校は、いわゆる子学校でありまして、調理校である親学校は平岸高台小学校で、混入は平岸高台小学校で起きたものでございます。

事故が判明した端緒ですが、22日の給食で提供された大学いもにガラス片があったものを2年生、3年生の各1学級の児童が発見し、また、6年生の児童が大学いもを食べたときにガリッと音がしまして、口から出すとガラス片であったというものでございます。

ガラス片については資料の2ページをご覧くださいなのですが、そちらにあるものでございます。

セロハンテープにあるのは、かじった児童のガラス片で、小さいため、セロハンテープで固定している状況になっております。

桜山小学校では、すぐに全校放送で大学いもを食べることを中止するように周知し、児童の健康確認を行いました。

なお、今朝の段階でも体調不良を訴える児童はいないということで報告を受けているところでございます。

同校では当日の児童の下校に合わせまして、大学いもを食べることを中止したこと、健康観察をしていただく旨の保護者あての通知文を配付しました。

資料の4ページにあるものがその通知文でございます。

一方、平岸高台小学校では、桜山小学校から事故の連絡があり、調査を行いました。

原因としましては、資料の3ページをご覧くださいなのですが、大学いも

に使用する水あめを写真にあるような位置でボウルに移す作業を行っていましたが、水あめの入ったビンのふたをあけようとした際に、誤ってビンを落とし、ビンはこの台の縁に当たり、そのまま床に落下して破損しましたが、その台の縁に当たった際にビンの破片がボウルに入ってしまったものと思われます。調理員は破損時にボウルやその周辺を確認したのですが、破片などは見つからなかったため、調理作業を継続したものでございます。

水あめの入ったビンはこちらに用意してございますが、約1キログラムのものでございます。

なお、平岸高台小学校の大学いもにつきましては、桜山小とは別に調理しておりますので、ガラス片の混入ということはありません。

また、資料の5ページと6ページにあります。23日の昨日には両校で保護者あての情報提供を行っております。

以上が経過でございます。

そこで、この事故を受けましての再発防止への対応ですが、まずは23日、子学校も含めた全給食実施校に対しまして注意喚起の文書を通知いたしました。

資料の7ページにあるものでございます。

ガラス容器の取り扱いに注意することはもちろん、異物混入の可能性がある場合は提供を中止することなどを要請してございます。

また、これは調査、確認が必要になりますが、食材の容器につきまして、ガラスではなく割れにくいプラスチック製などの容器のもので同じ種類のものを調達できないか検討したいと思っております。

そのほか、栄養士、調理員の会議において、現場の知見を生かした有効策を検討したいと考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

○町田教育長 以上でございます。

○山中委員長 皆さんから何かご質問などございますか。

○阿部委員 最後に説明をいただいた7ページ目の使用を中止するなどというところがあるのですけれども、例えば、こういうことが今後起きて、大学いもそのものを提供しないということになったときに、代替品というのはどうなのですか。

○**学校施設担当部長** 時間的に調達は難しいと思うので、こういう事情で提供を中止しましたという保護者へのご案内で対応することになると思います。
代替品というのはありません。

○**山中委員長** ほかにいかがですか。

ガラスとか瀬戸物の容器はほかにもかなりあるのですか。それらもプラスチック製に変えるというのも考えたいところですね。

○**栄養指導担当課長** ほとんどの調味料の容器はガラス製ではないのですが、水あめがガラスのビンでございます。今、ほかのものも調査中ですが、ガラスのものはほとんどなく、水あめだけがガラスの容器を使っているということになっています。

○**山中委員長** それから、この調理は1人でやっているのですか。

○**学校施設担当部長** 分業していますが、この作業は1人で行ってた聞いています。

○**山中委員長** 何人もがかってやるような調理ではないのだろうと思います。たまたま向かいに人がいれば、破片が入ったのが見えたかもしれません。だからといって複数で行わなければならないということにはならないと思いますが。

○**学校施設担当部長** 落下があったときにボウルの中もかきまぜて探してみたところ、破片が見つからなくて、大丈夫だろうと考えたということでございます。

○**池田（官）委員** 調理員の方たちに対して、調理上注意すべきことですか、そういった定期的な研修はなされているのでしょうか。また、なされるべきものなのでしょうか。

○**栄養指導担当課長** 調理員の研修は、主に夏休み、冬休みに行っています。このほかに食中毒がございまして、さまざまな形で安全な給食を提供することで研修を行っています。

○**山中委員長** これはかなり大きく割れたのですか。これは実物より大きいですね。

○**学校施設担当部長** メジャーがありますけれども、実物よりは大きいと思います。一番上のところにあるのが大体18ミリメートルぐらいの長さになりますので。

○**山中委員長** 混入したのは、下にあるセロテープに張っているものですか。

○**学校施設担当部長** 三つとも混入していたのですけれども、下のセロテープのものは真ん中のところに小さくあるものです。これは、かじって吐き出したものです。

○**山中委員長** そうすると、かじったもの全体の大きさはわからないのですか。

○**学校施設担当部長** そこは判明しておりません。確認がとれたのはこの一つだけです。

○**山中委員長** 割れた後のビンの状態から見て、どのくらい破片が飛んだのか推測できるのであれば、その数を意識して探さなければならないということにもなると思います。

○**学校施設担当部長** ビンの再生まではしていない状況です。水あめの中身も入ったまま破損した状況でございましたので。

○**山中委員長** ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**山中委員長** この報告については、さらにまた詳しい事実がわかったら教えていただくということで、この段階ではよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【議 事】

◎報告第1号 校務支援システムに係る調査研究業務等の契約概要について

○山中委員長 では、続いて報告第1号です。

○生涯学習部長 生涯学習部長の梅津でございます。

報告第1号 校務支援システムに係る調査研究業務等の契約概要についてご説明をいたします。

去る10月16日に行われました平成25年第3回定例市議会決算特別委員会におきまして、平成23年度と24年度に実施をしておりました校務支援システムに係る調査研究業務等に係る契約の再委託について、質問がございました。

そこで、この契約の概要等につきまして、事後ではございますけれども、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、議案書の1ページをめくって、別紙をご覧いただきたいと思います。

まず、1の業務概要でございますけれども、校務支援システムにつきまして、ご承知のとおり、本年4月に全ての市立学校に導入し、運用を開始しているところでございます。

その導入に当たり、平成23年度中に導入するシステムの仕様を作成するとともに、導入するシステムと提供事業者を総合評価競争入札、いわゆる価格だけではなく、内容も含めてトータルで入札をかけるというやり方でございますが、これにより決定をいたしました。

そして、平成24年度は、1年をかけて、その仕様に基づいてシステムの開発を行ってまいりました。

これらを円滑に行うことを目的とし、平成23年度に、校務支援システム導入のための仕様書案の作成及び事業者の選定基準の策定支援を内容とした、「教務支援システム導入に係る調査研究業務」を委託により実施しております。なお、当時は「校務」ではなくて「教務支援システム」と呼んでいた関係で、この名前になってございます。

それから、平成24年度については、システム開発に当たっての進行管理及び校務支援システムの開発事業者との調整を内容とした校務支援システム運用管理業務を、いずれも委託により実施したところでございます。

業務の中身については、添付する2枚後ろになりますけれども、資料として23年度の業務、次のページに24年度の業務の中身を記載しております。

続きまして、別紙の1ページ目に戻っていただき、2の契約の相手先及び契約方法についてでございます。

契約の相手先は、国立大学法人鳴門教育大学藤村研究室代表者藤村裕一准教授で、契約方法は特定随意契約でございます。

特定随意契約とした理由ですが、1点目として、藤村准教授は、国の委託を受けて校務のデータベースの標準化の検討を行っております財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）のワーキンググループの主査、いわゆる取りまとめをされている方で、校務の情報化を専門分野として研究活動を行って校務支援システムの全国の導入事例にも大変精通しており、この分野の第一人者でございます。

それから、2点目としては、この藤村准教授は10年以上にわたり、札幌市の小学校の教員、それから、指導主事もされた経験があり、札幌の学校現場の状況について非常に理解が深いということでございます。

3点目として、ICT並びに校務支援システムに詳しい人材が特定の業者あるいはメーカーなどとの関係が深いということも多い中で、この准教授については、公平、中立な立場でアドバイスをいただくことができる貴重な人材であったということがございます。

これらのことから、同准教授を除いては本業務を適切に実施することができないと判断し、藤村研究室に特定随意契約により委託をしたものです。

その下の3番目の再委託についてでございます。

本業務は、事務的な作業について、藤村研究室から社団法人北海道地域総合研究所に再委託の上、遂行されております。

再委託に対する札幌市の考え方でございますが、財政局管財部長からの通知におきまして、再委託とは、契約の内容を、受託者からの委託により受託者以外の者が行うもので、本市の役務契約では、原則これを禁止しているが、役務の性質上、特にやむを得ないと認める場合に限り、再委託を承諾するとしております。

本業務における再委託業務の概要ですが、項目としては、札幌市からの委託業務の大部分となっておりますけれども、内容的には、藤村研究室の監理監督のもとに行われる事務的な業務でございます。主に各種会議への出席ということで、今回のシステムの導入に当たり、学校現場の意見を可能な限り取り入れるということで、学校の校長先生、教頭先生ばかりではなく、一般の先生も入った検討会議を校種ごとに設けておりましたが、こういった会議への出席です。それから、そこでの発言の取りまとめ、各種資料の準備などがあります。

再委託の理由としては、藤村准教授の拠点が鳴門市で、札幌市に常駐することが困難であることから、札幌市での定例的な会議の出席や事務的な業務については同准教授の監理監督のもとに行う者が必要となるということでございます。

方法としては、研究室として雇用するなどということも考えられますが、札幌市に拠点を持つ団体への再委託を選択したということでございます。

札幌市が再委託を承認した理由ですが、再委託業務については、藤村准教授が主要な会議に出席し、直接、監理監督しながら業務を行いつつ、日常的に行われる事務的な業務についても研究室の監理監督のもとに行うものとなっており、実質的には、藤村研究室が実施するものと考えられること。それから、再委託先についても、自治体等の調査研究業務実績を持つ社団法人であることから特段問題はないと考えられることなど、こういったことから総合的に検討を行った結果、本業務の性質上、特にやむを得ないものと判断し、再委託を承認したところでございます。

なお、再委託料については、藤村研究室と再委託先との民間の契約となりますし、札幌市として報告を求める権限もございませんことから、具体的に把握してございません。

続きまして、2ページの真ん中以降の4番目の完了届に添付された作業実施報告書の押印間違いについてでございます。

この件についても、過日の決算特別委員会で委員から指摘があったものでございます。

本件の概要ですが、委託業務の実施状況の報告書類として、札幌市では、毎月、完了届の提出を義務づけております。この完了届は札幌市指定の様式に基づく書類で、代表者印の押印が必要でございまして、これにつきましては、毎月、確実に藤村准教授の印が押されているということを確認しております。

決算特別委員会で指摘がありました作業実施報告書は、この完了届の補足資料として毎月の具体的な業務内容が記載されたものでございます。

これは、完了届とは違い、様式は任意でございます。それから、代表者印の押印も必須としているものではなく、実際に他の月の報告にはいずれも押印されていませんが、平成25年3月1日に提出のあった平成25年2月分についてのみ、表紙としては藤村研究室代表藤村裕一となっているにもかかわらず、再委託先である社団法人北海道地域総合研究所に角印が押印されていたものでございます。

押印間違いの理由についてですが、この報告書は、毎月の具体的な実施内容について、再委託業務を受託していた北海道地域総合研究所で原案を作成し、藤村准教授の確認指示を受け、毎月、札幌市に提出されておりましたが、この報告書の平成25年2月分にのみ同研究所が何らかの錯誤により研究所の角印を押したものと考えてございます。

札幌市におきましては、この報告書に押印までは求めていないことから、角印の印影をしっかりと確認せず受理し、押印間違いに気づかず、現在に至った次第でございます。

押印が必須ではないといえ、書類に異なる印鑑が押されている状態を見逃し

ておりましたことにつきましては、誠に遺憾でございます。

最後になります。今後の対応につきましては、まず、再委託につきましては、財政局通知の内容に基づき、今後とも、受託者から再委託の申請があった際には、慎重な検討を行い、役務の性質上、特にやむを得ないと判断したもののについてのみ承諾をするよう、徹底をしていきたいというふうに考えております。

また、事務処理につきましても、提出書類の確認を徹底いたしますとともに、各種要領等に基づき、より一層、適切に実施するよう努めてまいりたいと考えております。

本件につきましてはの説明は以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○池田（官）委員 決算特別委員会では、押印間違いのほかに、どのような指摘がなされたのでしょうか。

○生涯学習部長 押印間違いのほかに、まずは再委託について、はっきり言われたということではございませんが、要するに、丸投げをしているのではないかと、あるいは、簡単に言えば藤村准教授の名義だけを使って丸投げをしているのではないかとというような疑義に基づいてご質問があったものというふうに認識をしております。

また、それを証明するものとして報告するものを間違えて押しているのではないかとというようなご指摘だったかというふうに考えております。

○山中委員長 随意契約の例は、教育委員会として他にどのくらいありますか。

○生涯学習部長 契約全体の中でということですか。

○山中委員長 ええ。基本的には、入札でやるのですが、ほかにも随意契約の例も毎年のようにあるのではないかとということです。

○生涯学習部長 業務委託やいろいろなものを含めてということですね。

今、手元に数字を持ち合わせておりませんが、それなりにございます。例えば、学校の比較的軽微な改築などがあります。

軽微な改修工事につきましては、現在は、主な引き受け先として住宅管理公

社で行っている経過がございますので、住宅管理公社にそういった工事業務委託をするときには随意契約という形をとっています。

○山中委員長 金額で幾ら以下とかという縛りはないのですか。

○生涯学習部長 個別の金額ではございません。業務内容で決めてございます。

○山中委員長 金額が大きくなったら、これは随意契約ではなくて入札にしようという判断をしているのでしょうか。ちょっとした改修工事は従前の経過から住宅公社に頼んでいるとしても、これは金額が大きいかから入札にするとか、そのような判断はなさるのでしょうか。

○生涯学習部長 そもそも、随意契約につきましては、例外的な話ということになりますので、随意契約の特命理由と言っておりますけれども、特命理由を考える際には選考委員会といった内部の業者を決める際の委員会も設けて、十分な審議をしています。

○山中委員長 随意契約にする場合は、選考委員会というものを必ず設けているのですか。

○生涯学習部長 指名競争入札を行う場合は、業者を指名するための委員会を内部的な組織として設けて、この中で特命をする場合には、特命理由についても厳密に議論をして決定してございます。

○山中委員長 税金を使う以上、いわゆる談合のようなことが行われないうにするということで、きちんとした透明性、公平性を確保すべきだという原則になっているわけですね。

随意にするか、入札にするかの分かれ目というか、分けるための基準のようなものはつくられているのですか。どういう基準で随意契約にするのかということですか。

○生涯学習部長 こういう場合には随意契約でいいですよということが決まっておりますので、それに基づいて判断してございます。

ごく簡単に申し上げますと、この業務はこの業者しかできないといったもの、あるいは、この業者に任せたほうが経費的にも大幅に安くなるといったような場合には随意契約が認められるということで、そういった基準に基づいて判断

しております。

○山中委員長 その判断をするのは、事務局の担当部局ですか。

○生涯学習部長 指名委員会と言っておりますが、指名競争入札の業者を決める際の委員会を部ごとに持っており、生涯学習部であれば、私が委員長になり、各課長をメンバーとする指名委員会で、特命であればこの理由でということについて審議をして、決定させていただいております。

○山中委員長 本件の場合はどうなのですか。

○生涯学習部長 これにつきましても、委員会にかけています。

○総務課長 地方自治法施行令第167条に、随意契約できる要件がそれぞれ載ってまして、まず、その項目に合致するかということで、それに基づいてこの項目に合致するので、特命にしていいかという判断を指名委員会でしていることとなります。

○山中委員長 説明の中では、公平、中立な立場でアドバイスできる人材であるということになっています。

その方が再委託をしているときに、その再委託先が同じように十分信頼できる人だ、あるいは、会社だということをどうやって担保するのか、どうやって判断するというのでしょうか。

○生涯学習部長 再委託の申請があった際に、一旦、北海道地域総研というところの実績なりを私どもの立場として調査し、そういう判断をしたということでございます。

○山中委員長 やはり、再委託を原則的に禁止されている中で、再委託を承認する以上は、再委託先がどういう業者であり、どれだけの能力や信頼性があるのか、また、その間で適正な契約がされているかといったことをできるだけ確認していかなければならないと思います。

そういう意味で、どういう契約になっているのか、事前に再委託先との委託条件を提出しなさいということを求めても良いのではないかと思います。

○生涯学習部長 その辺は今後とも十分に気をつけ、十分な確認の上で判断を

行っていきたいと思います。

○山中委員長 基本的に、現場でいろいろお調べになって判断された、これについては信頼していきたいと思っていますけれども、第三者からあらぬ疑いをかけられることのないようにしていただきたい。

○生涯学習部長 ご指摘のとおりです。

○山中委員長 それから、契約の形ですが、鳴門教育大学藤村研究室代表者藤村裕一というのは、法人ではなく、単なる個人ではないかという気がするのです。

○生涯学習部長 藤村研究室というのは、大学の中の組織だったものではございません。ですから、藤村研究室という名前がついてございますけれども、結果的には藤村裕一准教授と契約を結んだという形になります。

○山中委員長 誰が権利を持ち、だれが義務を負うのかという権利義務の主体という観点からは、藤村さん個人ということでしょうから、契約書上も形式はきちんと合わせるべきだと思います。よく、マンション管理組合でも、管理組合はあるけれども、法人格がないときにどうするかという問題になります。これは、それ以上に団体性のない形だと思いますから、こういう場合は個人でやるほうが正しいのではないかと私は思いました。

いろいろございますけれども、公平性、透明性をきちんと保つようお願いしたいと思います。

ほかになければ、これについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、次の議案第1号からは、非公開となりますので、傍聴者がいらっしゃいましたら、ご退室をお願いします。

以下 非公開